

平成17年7月20日
厚生労働省

犯罪被害者等基本計画骨子案（5）に対する厚生労働省意見（項目追加）について

平成17年7月15日付貴室より送付のありました標記について、以下のとおり意見を提出いたします。

以下の項目について骨子案への追加をお願いしたい。

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

[今後講じていく施策]

(8) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

厚生労働省において、児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図っていく。【厚生労働省】

【理由】

「児童虐待の防止等に関する法律」第4条の第2項及び第3項において、虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体の責務とされているところであり、厚生労働省において、その措置を講じているところであることから、骨子案への追加をお願いしたい。